

仕 様 書

環境政策局生活環境美化センター

(担当：管理係 水谷、田中 電話 662-6023)

件 名	ごみ収集車架装用作動油の交換等について
形状・寸法	下記のとおり
予定数量	下記のとおり
契約期間	契約の日の翌日 ～ 令和8年11月30日まで
契約条件	<p>1 購入品名 作動油（商品名：コスモハイドロAW32又は同等品） （参考）コスモハイドロAW32の代表性状（令和8年6月22日現在）</p> <ul style="list-style-type: none">・密度（15℃） 0.8679 g/cm³・引火点（℃） 228℃・動粘度（mm²/S） 40℃：32.2 100℃：5.551・粘度指数 110・流動点 -25.0℃・酸価 mgKOH/g 0.51・色（ASTM） L0.5・銅板腐食（100℃ 3hr） 1・水分離性（O-W-E ml）（分） 54℃：40-39-1（20分） <p>2 購入数量 ドラム缶（200リットル） 27缶</p> <p>3 納入期間 契約の日の翌日から令和8年11月30日まで</p> <p>4 納入場所及び納入場所ごとの購入数量 別紙のとおり</p> <p>5 納入方法等 (1) 納入業者は、各まち美化事務所、生活環境美化センター（以下「まち美化事務所等」という。）と事前に納入日時を協議すること。また、協議のうえ指定された日時にまち美化事務所等に作動油を搬入し、ごみ収集車の架装部分の作動油を当該作動油と交換すること。</p>

契 約 条 件

- (2) 作動油を交換する時は、生活環境美化センター車両管理係が事前に支給するごみ収集車架装用のオイルエレメントを交換すること。
- (3) 交換に伴い発生する使用済みの作動油及びオイルエレメント（以下、「廃油等」という。）は、納入業者が責任をもって当日中にまち美化事務所等から搬出すること。また、廃油等搬出に必要なローリー車等の機材は納入業者が用意し、ローリー車等で搬出した廃油等の処理については、廃棄処理法等の関係法令の規定を踏まえ適切に対応すること。
- (4) 納入業者は、廃油等の適正処理終了後、速やかに廃油処理に関する証明書等を、生活環境美化センター車両管理係に提出すること。
- (5) 1項から4項に係る直接及び間接経費は全て納入業者の負担とする。
- (6) 作動油及びオイルエレメントの交換時に生じる必要な用具・機材については、納入業者が用意すること。
- (7) 交換作業に必要な場所等については、まち美化事務所等及び対象となるごみ収集車の保管場所を管理する事業所と協議し決定すること。

6 その他注意事項

- (1) 納入業者は、消防法等を遵守した危険物保管施設を保有しその施設で指定期日まで作動油を保管すること。
- (2) 納入業者は、石油類の販売に関する届け出を済ませていることを証明する書面等を有するものであること。
- (3) 納入業者は、作業開始前に、回収する廃油等の処理計画を提示すること。また、その処理を他の業者に委託する場合は当該委託（予定）先の名称・住所地及び委託契約書等を提示すること。
- (4) オイルエレメント交換に従事する者は自動車整備士資格を有する者であること。
- (5) 納入業者は、納入の日時が決定し次第、速やかに生活環境美化センター車両管理係に報告すること。

7 損害の負担

納入業者が引き渡した物件に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて納入業者の負担とする。ただし、本市の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

8 引渡し後の補償

- (1) 納入業者は、物件の引渡しがあった後1年以内に、当該物件に破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、災害その他自己の責めに基づかない理由によるものを除くほか、本市が指定する期限までに取替えその他必要な処置を講じなければならない。
- (2) 納入業者が前項の規定に違反したときは、納入業者の費用負担において前項の措置を第三者に講じさせることができる。

<p>契 約 条 件</p>	<p>9 契約不適合責任</p> <p>(1) 引渡された物件が、この契約の内容に適合しない場合、本市は契約業者に対し、物件の取替えその他必要な措置を講じるよう命ずることができる。</p> <p>(2) 契約業者が前項の命令を履行しない場合において、本市が当該業務を第三者に履行させたときは、契約業者は当該履行に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>10 権利義務の譲渡の禁止</p> <p>納入業者は、本市の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約にかかる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。</p> <p>11 補則</p> <p>この仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、当事者双方が協議して定める。</p>
----------------	--

1 納入場所及び納入場所ごとの予定数量

事業所又は納入先	予定数量		備 考
	台	リットル	
東部まち美化事務所	18 台	810 リットル	
西部まち美化事務所	19 台	855 リットル	
西京まち美化事務所	17 台	765 リットル	
南部まち美化事務所	18 台	810 リットル	
伏見まち美化事務所	16 台	720 リットル	
山科まち美化事務所	21 台	945 リットル	
生活環境美化センター	7 台	315 リットル	
南部クリーンセンター	4 台	180 リットル	
計	120 台	5,400 リットル	

※ 上記台数は、令和 8 年 4 月 1 日現在でまち美化事務所等に配置されているごみ収集車の台数であり、今後、増減することがあるが、購入する作動油の総数に変更は生じない。また、作動油の交換量はごみ収集車 1 台当たり平均 45 リットルの見込みである。

2 事業所の所在地及び連絡先

- | | | |
|----------------|-------------------|----------------|
| (1) 東部まち美化事務所 | 京都市左京区高野西開町 34-3 | (075) 722-4345 |
| (2) 山科まち美化事務所 | 京都市山科区小野弓田町 3 | (075) 573-2457 |
| (3) 南部まち美化事務所 | 京都市南区西九条森本町 50 | (075) 681-0456 |
| (4) 西部まち美化事務所 | 京都市右京区西院西貝川町 57-1 | (075) 882-5787 |
| (5) 西京まち美化事務所 | 京都市西京区樫原秤谷町 37 | (075) 391-5983 |
| (6) 伏見まち美化事務所 | 京都市伏見区横大路千両松町 447 | (075) 601-7161 |
| (7) 生活環境美化センター | 京都市南区西九条森本町 62-1 | (075) 662-6023 |
| (8) 南部クリーンセンター | 京都市伏見区横大路八反田 29 | (075) 611-5362 |